

一般社団法人日本クリティカルケア看護学会
利益相反自己申告と利益相反に疑義が生じたときの対応フローチャート（追記）
利益相反（COI）申告内容に該当事項がある場合の対応（通知書について）

2024年5月12日 理事会承認

利益相反開示事項があった場合、代表理事、副代表理事、該当事項が関係する委員会等の担当理事および委員長宛に、COI委員長名で「通知書」（様式〇）を作成し、学会事務局を介して「通知書」を送付する。最終的に、COI担当理事は、「通知書」を送付したことを理事会で報告する（理事〇名、委員〇名など、件数を報告する）。

これらの利益相反申告内容に該当事項がある場合の対応については、「利益相反に関する指針」の運用方法の4. 利益相反情報の申告と公表の5) 本学会役員、学術集会長、各種委員会委員長・委員の利益相反情報の管理・利用・公表等の（3）に基づいて実施する。

